

下田消防本部消防職員委員会運営要領の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、下田消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年下田地区消防組合規則第1号。以下「規則」という。）<u>第13条</u>の規定に基づき、下田消防本部消防職員委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員会の開催時期等)</p> <p>第5条 【省 略】</p> <p>2 規則<u>第9条第2項</u>の委員への通知は、委員会開催通知書（様式第5号）により行うものとする。</p> <p>3 規則<u>第9条第2項</u>の意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者への通知は、消防職員委員会意見審議区分通知書（様式第6号）により行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、下田消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年下田地区消防組合規則第1号。以下「規則」という。）<u>第14条</u>の規定に基づき、下田消防本部消防職員委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員会の開催時期等)</p> <p>第5条 【省 略】</p> <p>2 規則<u>第9条第3項</u>の委員への通知は、委員会開催通知書（様式第5号）により行うものとする。</p> <p>3 規則<u>第9条第3項</u>の意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者への通知は、消防職員委員会意見審議区分通知書（様式第6号）により行うものとする。</p>

※様式部分は、割愛